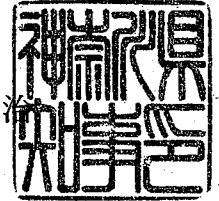


環企第20号  
平成24年3月7日

社団法人 神奈川県環境保全協議会  
会長 吉村 東彦 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



今夏の節電対応結果を踏まえた要望について（回答）

平成23年11月24日付けで提出がありました標記のことについて、別添のとおり回答します。

問い合わせ先  
環境農政局企画調整課  
企画調整グループ 水野  
電話 045 (210) 4023

### 1 県生活環境保全条例に関すること

今夏、電力ピークカットのため複数の事業所において、緊急避難策として自家発電機を設置、活用しましたが、大気汚染防止法を含めたばい煙の公害規制のため、所定の機能を果たしきれませんでした。今般、慢性的な電力不足に対応するため、継続的に自家発電機を配備することが考えられますが、その環境規制にあたっては環境影響低減のための合理的な規制レベルの範囲とされたい。

(回答)

大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制効果等により、近年の県内における大気環境は改善の傾向にあると認識しているところですが、環境基準が設定されている大気汚染物質の中には、依然として全測定局での基準達成に至っていないものもあることから、今後も現行の規制基準による規制を継続していく必要があると考えております。

### 2 県地球温暖化対策条例に関すること

今夏、電力ピークカットに取り組んだ結果、事業所全体としてはこの期間の総消費電力の低減（すなわちCO<sub>2</sub>排出量の低減）に繋がるという良い効果も生まれましたが、一方、自家発電機などのエンジン駆動機器や吸収式冷凍機を多用した事業所においては、その分、必然的にCO<sub>2</sub>排出量の増加に繋がらざるを得ませんでした。今後、CO<sub>2</sub>排出量の報告徴収、評価にあたっては、こうした事情背景を汲み取った対応を望みます。

(回答)

神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づく、事業活動温暖化対策計画書は、温室効果ガス削減のための事業者の自主的な取組を推進するための仕組みです。計画書等の内容は、二酸化炭素の排出量だけではなく、排出の状況の説明を併せて公表することとなっていますので、自家発電機等の使用による二酸化炭素排出量の増加といった事情があれば、その旨を明示していただくこととなります。

また、計画期間中の評価は、事業活動温暖化対策指針において、事業者自らが実施することと定めていますので、不可避の事情があった場合にはその点も踏まえて評価のうえ次期の計画策定に活かして下さい。

### 3 中小企業向け支援策について

中小企業向けに、今後の慢性的な電力不足に対応するための省エネ機器や自家発電機導入のための特別の経済的支援策を検討されたい。

(回答)

省エネ診断、省エネ設備等の導入に対する融資制度に加え、平成24年度から、電力の「見える化」を促進する「デマンドコントロールシステム」の導入に対する補助制度を新たに設け、中小企業等の実施する省エネ対策を支援してまいります。

#### 4 太陽光発電普及施策の展開に関すること

県報告書などによれば、太陽光発電普及の対象として、工場、事業所なども視野におかれていますと承知しております。当協議会としても太陽光など再生可能エネルギーの普及には及ばずながら協力したいと考えておりますので、工場、事業所などにおける太陽光発電を導入する際のメリット、もしくは動機付けを検討いただくようお願いします。

(回答)

工場、事業所等への設置促進については、今後、国が定める買取価格や期間に大きく左右されると思われませんが、県としては、例えばいわゆる「屋根貸し」による設置について、経済団体と連携し、施設の状況や貸付条件を公表するなどして、売電事業への参入を促進していきたいと考えております。

#### 5 実態把握と情報提供について

現在、検討中の県生活環境の保全等に関する条例施行規則を含め、環境行政の推進におかれては、合理性に欠けた過度の負担を事業者に求めることのないよう、企業の操業実態などを的確に把握するとともに、早い段階からの情報を行っていただくことを望みます。

(回答)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正に当たっては、パブリックコメントを実施するとともに、平成24年2月1日に事業者向けの説明会を実施し、改正の趣旨及び概要説明を行い、事業者等からの意見・要望の把握を行っております。

今後とも、より効果的な環境保全対策を推進するため、様々な機会をとらえて県内事業所等の実態把握及び情報提供に努めてまいります。

#### 6 その他

今夏の電力制限令は、企業にとって経済的に大きな負担であったとともに、従業員にとっても過大な負担を生じさせたことから、この事態が再発することは絶対に避けなければなりません。県としても最大限の努力を払われることを望みます。

(回答)

東京電力福島第一原子力発電所の事故で失われた電力を補い、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくために、「創エネ」、「省エネ」、「蓄エネ」の取組を総合的に進め、それらを組み合わせて効率的なエネルギー需給を地域において実現する「かながわスマートエネルギー構想」を推進してまいります。

なお、九都県市首脳会議において、国や東京電力株式会社に対し、今後の電力需給の状況についての明確な情報の開示や電力会社間の連系線（地域間連系線）の増強などについて要望しているところです。